令和8年4月版

瑞浪市リフト付き福祉タクシー事業

この事業は、在宅で生活している重度障がい者等の通院等の外出支援を目的に実施しています。

○利用できる方

①または②に該当する方のうち、在宅※1で生活している方。
ただし、瑞浪市要介護高齢者通院支援事業または瑞浪市重度心身障害者(児)福祉タクシー利用料金助成事業を利用している方は利用できません。
①介護保険による要介護認定が要介護3以上で、寝たきり状態※2の65歳以上の方
②一般車両を利用することが困難である身体障がい者手帳2級以上の寝たきり状態※2の方

※1　在宅とは、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、認知症対応型共同生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、サービス付き高齢者向け住宅、障害者支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童自立支援施設、保護施設等に入所(入居)していないことをいいます。

※2　寝たきり状態とは、障害高齢者の日常生活自立度ランクB、Cに該当する状態をいいます。

○市助成額

- 1回の乗車につき、乗車運賃の2分の1(100円未満の端数は切り上げ。上限 3,000 円)を助成します。
- 利用回数は1回1乗車で、月4回までです。(往復で利用すると利用回数は2回となります)利用回数把握のため、利用する事業者を1社に決めてください。

○申請から利用の流れ

①高齢福祉課へ申込書を提出し、利用者証の交付を受けます。
②利用する事業者に事前予約してください。
予約の際には利用者証に記載されている登録番号と氏名を伝えてください。
③利用時には利用者証を事業者に提示してください。
④市助成額を差し引いた利用料金をお支払いください。
⑤利用後、事業者より、「瑞浪市リフト付福祉タクシー利用状況報告書」が提示されます。
記載内容を確認の上、署名をお願いします。

○利用できる事業者　※順不同、敬称略

有限会社 SKU(瑞浪市陶町)	電話 0572-65-2889
株式会社民救(瑞浪市下沖町)	電話 0572-68-5362
介護タクシーカンパネラ(中津川市阿木)	電話 0573-67-8239
株式会社ひなたの風　(多治見市笠原町)	電話 0572-51-2953
介護タクシークローバー(多治見市高田町)	電話 0572-44-7505

【お問合せ】 瑞浪市役所　高齢福祉課(保健センター内)　電話68－2117

市助成額と利用者負担額

①乗車運賃が 6,000 円未満の場合・・・市助成額は乗車運賃の1／2(100円未満の端数は切上)

例)乗車運賃が1，780円のとき

市 助 成 額　乗車運賃1，780円の1／2＝890円(端数切り上げ)→900円

利用者負担額　880円

②乗車運賃が 6,000 円以上の場合・・・市助成額は 3,000 円

例)乗車運賃が6，450円のとき

市 助 成 額　3,000 円

利用者負担額　3,450 円

※乗車運賃は、国土交通省が認可した運賃に限ります。迎車回送料金、待料金等は全額利用者負担です。

※乗車運賃はタクシー事業者毎に異なります。

【利用者証見本】

登録番号	
ふりがな 氏　名	○○　○○
生年月日	年　月　日生
住　所	瑞浪市○○町
電話番号	××-×××××
利用用途	△△の為
交付年月日 及び 交 付 者	年　月　日 瑞浪市長　□□　□□

【お問合せ】 瑞浪市役所　高齢福祉課(保健センター内)　電話68－2117